

## (ご案内) 日本大学法学部 障がい等にかかる合理的配慮願について

合理的配慮は、出席数(◎)や単位取得を約束するものではなく、何らかの障がいや疾患等や社会的障壁によって、修学上の活動への参加に困難がある学生に対し、大学が過重な負担にならない範囲・程度において、必要かつ適当な環境の変更・調整を行う事によって、他の学生と同様に教育を受ける機会を保障することです。

合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。

(◎欠席・遅刻・早退などの扱いについては授業担当者に委ねられています)

(合理的配慮に当たらない可能性が高い配慮の例)

- ・成績評価において、評価基準や合格基準の変更をすること(本質の変更はできない)
- ・授業において求められている教育目標を達成していないにも関わらず合格とすること(上に同じ)
- ・変更・調整によって、他の学生の修学の機会が損なわれること(他者への不利益)
- ・過去の授業や試験について遡って配慮を求めること(遡及は認められていない)

### 【支援の流れ】

#### 1 相談の申込み

学生が学生支援窓口で相談(事前予約を推奨)。制度の説明を受けた後に「修学上の合理的配慮申込書(様式1)」を受取る(原則、学生自身が記入する)。すでに記入済の場合は、相談時に提出。

#### 2 書類の提出

記入した「修学上の合理的配慮申込書(様式1)」を学生支援窓口で提出。添付書類として「医師の診断書・意見書(様式2)★」が必要。

★(様式2)は診断書または障害者手帳には記載されていない障がいの詳細や疾病の状態が申請しようとする支援内容を根拠づける内容であるか、日常生活や大学で授業を受ける上でどのようなことが困るのか等を主治医が記載する。

(修学自体が症状を悪化させる要因になる場合は配慮の提供について再検討する場合がある)

#### 3 面談

コーディネーターが面談を行い、本人のニーズや困っていること等を質問(アセスメント)し、授業に参加するうえで必要な支援・配慮について話し合う。面談は数回に及ぶことがある。

#### 4 支援・配慮の検討と承認

面談結果や提出された合理的配慮願を踏まえ、学生課・教務課・カウンセラー・その他関連部署等との連携を図りながら、具体的な支援・配慮の内容や提供の可否を障がい学生支援委員会にて審議する。

#### 5 支援・配慮の開始

授業の支援の場合、決定した支援・配慮の内容を各授業担当教員へ依頼し、学生本人も教員へ文書を持参(※1)し内容について双方で確認する。

※1 1人で持参するのが不安であれば一緒に立ち会います。

#### 6 モニタリング

支援・配慮の開始後、定期的に面談を行い、本人の意見や経過を聞きながら支援状況の確認、不都合があれば適宜見直しを行う。場合によっては医療機関へも確認を行う。

注★ 申込書を提出してから支援・配慮の決定までには約1カ月程度時間を要するため、原則、前学期は5月末日、後学期は10月末日迄を目途に学生支援窓口へ相談又は申請をしてください。申請自体はいつでも可能ですが、期日を過ぎた場合は、次学期もしくは次年度に向けての対応になる可能性があります。

問い合わせ窓口：日本大学法学部 学生支援窓口

電話 03-5275-8506

以上